

令和5年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 令和5年3月3日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第23号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更について
 議第24号 せなみ巡回バス車両購入契約の締結について
 議第36号 令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
 議第37号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第5号）
 議第14号 令和5年度村上市土地取得特別会計予算
 議第15号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員（7名）
- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 上村正朗君 | 2番 | 山田勉君 |
| 3番 | 鈴木いせ子君 | 4番 | 佐藤重陽君 |
| 5番 | 三田敏秋君 | 7番 | 高田晃君 |
| 8番 | 小杉武仁君 | | |
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 副議長 大滝国吉君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 説明のため出席した者
- | | |
|-------------|---------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 総務課長 | 東海林 豊君 |
| 同課参事 | 小川 智也君 |
| 同課人事管理室長 | 川崎 健一君 |
| 同課総務管理室係長 | 本保 敦志君 |
| 同課危機管理室長 | 大滝 豊君 |
| 同課情報管理室長 | 須貝 正人君 |
| 財政課長 | 長谷部 俊一君 |
| 同課契約検査室長 | 立花 強君 |
| 同課契約検査室副参事 | 石嶋 聡君 |
| 同課財務管理室長 | 榎本 治生君 |
| 同課財務管理室係長 | 鈴木 郁君 |
| 同課財務管理室係長 | 鍋倉 直也君 |
| 企画戦略課長 | 大滝 敏文君 |
| 同課参事 | 山田 美和子君 |
| 同課行政改革推進室長 | 五十嵐 博君 |
| 同課企画政策室副参事 | 田村 政和君 |
| 同課地域交通政策室長 | 須貝 直毅君 |
| 同課地域交通政策室係長 | 天井 啓喜君 |
| 会計管理者会計課長 | 菅原 明君 |
| 消防長 | 田中 一栄君 |
| 消防本部次長 | 瀬賀 誠君 |
| 消防本部総務課長 | 小林 精司君 |

消防本部庶務係長	田村善浩君
消防本部消防広報係長	松浦知之君
選管・監査事務局長	木村俊彦君
荒川支所長	平田智枝子君
神林支所長	加藤誠一君
朝日支所長	岩沢深雪君
山北支所長	大滝寿君
生涯学習課スポーツ推進室長	倉松淳志君
観光課観光交流室主幹	小池一栄君

9 議会事務局職員

次長	鈴木渉
書記	中山航

(午前10時00分)

委員長(小杉武仁君)開会を宣する。

○本委員会の審査の順序については、陳情者の意見を聞くこととしたので、最初に協議会を開催してこれを審査し、委員会再開後、審査日程のとおり付託議案の審査をすることに異議なく、また、議会申合せにより陳情者の説明及び質疑の間は休憩として会議録に残さないこととし、そのように決定する。

委員長(小杉武仁君)暫時休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長(小杉武仁君)委員会の再開を宣する。

(午前10時24分)

日程第1 議第23号 村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とし、担当課長(企画戦略課長 大滝敏文君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

企画戦略課長 おはようございます。それでは、議第23号について、その概要について説明をいたします。議第23号については、村上市過疎地域持続的発展計画の変更についてである。本計画は、令和3年の第3回定例会において議決をいただき、同年12月に1回目の計画変更を行って、このたびが2回目の変更となるものであり、変更の内容については、基本目標と登載事業の変更である。基本目標の変更については、総人口の現状値を計画策定時の近似値、令和3年4月1日現在としていたものを、国勢調査の直近の基準日になる令和2年10月1日現在に変更したことと、社会増減の現状及び目標値について、県内における本市の転出超過数としていたものを本市から市外全てにおける転出超過数に変更するものである。次に、登載事業の変更についてであるけれども、新規事業の追加が9事業、それから事業の内容変更が6事業となっている。新規事業の追加については、産業の振興にあらかわゴルフ場整備事業のほか3事業を、生活環境の整備にはごみ処理場整備事業を、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進には老人福祉施設整備事業ほか1事業を、地域文

化の振興等には郷土資料館整備事業ほか1事業をそれぞれ追加しようとするものである。事業内容の変更については、朝日きれい館整備事業ほか5事業について、関連する工事の追加があることから、追加する工事をそれぞれ等ということで記載し、変更しようとするものである。主なものとしたしては、生活交通確保対策事業には充電設備設置工事を追加し、神林総合体育館整備事業には手すり改修工事を追加している。また、今回の新規事業の追加及び事業変更に伴い、計画の文言について、所要の変更をしようとするものである。以上で説明を終わる。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第24号 せなみ巡回バス車両購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 大滝敏文君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画戦略課長 それでは、議第24号はせなみ巡回バス車両購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議決をお願いするものである。購入予定の車両は、せなみ巡回バス1台であって、環境基本計画に登載されている環境に配慮した次世代自動車導入の推進の一環といたしてEVバスを導入することとし、またバリアフリーを考慮し、高齢者や障がいのある方などに優しい低床式ノンステップ仕様となっている。本年1月30日付で随意契約によりビーワイディージャパン株式会社と3,240万9,223円で仮契約を締結したものである。以上、説明を終わる。

(質 疑)

山田 勉 入札の結果を見ると、1つだけ決定している会社が、あとみんな辞退しているのだが、今までこういうみんな辞退するなんていう事態がおかしいなと思うのだが、内容的にはどうだったのか。

財政 課長 議案のほうに入札公表兼結果調書ということで、資料のほうをつけさせていただいている。今ほどのお話の、最終的には1者を除いて辞退ということなのだが、実際には第1回の入札については2者入った。2者が応札したわけなのだが、予定価格に達しなかったということで、最終的には再度入札ということで通知を出させていただいた。その際に上から2番目の大滝自動車工業さん、こちらのほうが再入札のほうを辞退ということで、結果的に随意契約になったということである。

山田 勉 入札した方は神奈川県なのだが、結構新潟県の隣接にはこういう入札するような業者はいなかったのか。

財政 課長 今回特殊車両ということで、一旦は指名業者の選定については当市の物品の車両、船舶類、一般車両ということで登録されている業者、それから所管課のほうで入札に参加の意向を確認している市外の2者ということで範囲を決めさせていただいた。また、今回最終的には辞退ということになってしまっているのだが、私ども財政課の契約検査室のほうで事前に電話照会を行って、参加の意向を示した14者ということで指名をさせていただいたということである。以上だ。

山田 勉 これからこういう特別の車両であれ何であれ、地元の方からもやっぱり入るような方法を、横浜の会社でも、横浜と地元の業者と要するに一緒にやりながら、そういう今後は考えはないか。もう決まったようなあれでは困るので。

財政 課長 以前除雪の機械の車両のほうでも同じような議論があったかと思う。それで、できるだけ市内業者の方の入札参加機会を確保するということが指名をさせていただいているが、除雪機械の際もそうだったし、今回の入札でもそうなのだが、なかなか応札していただけるのが難しいという実績が出ている。今後については、今回と同様の方法を再度取るという方法も一つなのだが、方向性としては、今後例えば広く一般入札ということで、市内の業者さんも、それから市外の業者さんも参加できるような方向で考えていきたいという今検討をしているところである。

山田 勉 それこそ車だから、壊れるとき、また故障したとき、わざわざ横浜からというわけにはいかないわけだから、やっぱり地元業者もこれは大事にしていかなければならないと思うのだが、そういう場合はどういうふうにするのか。地元からできるのか。

財政 課長 今回入札に応じていただけなかったところについても、車両の入手が難しいというようなところの理由だとか、例えば維持管理ができないということでの辞退ではなかったのだ、実際は地元業者の方の維持管理の関わりということも十分検討できるというふうに思っている。

佐藤 重陽 取りあえず1つ聞きたいのだけれども、今回の車は購入ということになっているけれども、最近、毎年同じことを言っているのだけれども、購入でいいのだけれども、これはなぜ購入にして、リースは使わなかったのか。

企画戦略課長 今回購入した理由については、まず国土交通省の補助金、こちらのほうを活用できるというふうなこと。それから、過疎債、これも活用するというふうなことであって、購入のほうが有利だというふうな判断の下に購入ということにいたしましたところである。

佐藤 重陽 そうすると、ほかに庁用車として使っている給食の配送車ぐらいいはもしかしてやっぱり同じ対象になるかもしれないけれども、一般の庁用車というのはそういう補助金の対象にはならないと、こういうことか。

総務 課長 今企画戦略課長が申し上げたとおり、特殊車両であれば、例えば除雪機械とかもそうだけれども、こういう補助制度があつたり、過疎債というような有利な財源を活用できるので、その辺をにらみながら、通常の私ども使うような一般車両だとなかなか過疎債とか使うということは該当にならないので、それらを使い分けをしているというのが今の実態である。

佐藤 重陽 分かった。私はもともとリースというのは反対のほうなので、購入すべきだと思っているから、いいのだけれども、使い分けが基準がはっきりしているのであれば、それはそれでいいと思うのだ。あとやはりこれほかの業種でも出てくることなのだけれども、非常にその辺がジレンマなのだけれども、地元の業者の皆さんがよく言われるのは、この車のことではなくて、一般的に言われるのは、みんな納めるのは

市外、県外の業者が納めて、アフターは自分たちだと。実をいうと学校関係からよくそういうクレームが多いのだけれども、納めた業者とアフターをしなければいけない業者というのが違っていると。地元で納める力がないというところが問題なのだけれども、その辺の育て方というのはやっぱり考えるし、地元が入れるような仕組みも少し考えながら行政の仕事を発注していくようにしていくべきなのではないかなというふうに思うのだが、これ考え方なので、副市長、どうか。

副市長 これまでも地元の業者をまずは優先的にというか、そこを強く意識をした取組はどうかというふうなご意見もいただいてきたところである。今回も指名競争入札という形ではあったけれども、一応希望を取りながら、結果的にはこうだというふうなことであるけれども、なおそういう形に向けて今後努力していけるように検討を進めてまいりたいというふうに思う。

上村 正朗 それでは、財源についての話をちょっとお聞かせいただきたいと思う。今回3,200万円という大体契約金額なのだが、財源の内訳をちょっとお聞かせいただきたいと思う。

企画戦略課長 E Vバス購入の国庫補助金、こちらについては750万円、こちらが2か年で均等で交付される。なので、単年でいくと375万円であって、そこに今回充電設備のものもあるので、今回の議案とはちょっとあれだけれども、そちらについても経済産業省の補助金を大体つかみで240万円ほど入れられるのではないかなというふうに今考えているところである。その経費、国庫補助を差し引いたものについて、過疎債、起債を起こすというふうな内容になっている。以上だ。

上村 正朗 過疎債で起債というのは分かるのだけれども、一番気になるのは一般財源の持ち出しがどのくらいになるかというのをお聞きしたいのだけれども、端的に言って一般財源からの持ち出しというのは、過疎債であっても、何年かにわたって続くのだろうと思うので、その辺もうちょっと具体的にお聞かせください。

企画戦略課長 市の後年度負担、過疎債の30%分、こちらについてはおおよそだけれども、900万円ちょっとぐらい、910万円ぐらいを想定している。

上村 正朗 その910万円を、だから何年から何年まで毎年幾らずつというのをお聞かせください。

財政 課長 こちらの起債、今のところ予定だが、過疎債を借り入れるということで、一般的な過疎債の場合だと2年元金据置きで8年償還ということであるので、910万円を8で割った金額なので、おおよそ110万円・・・実際の借入れが3,000万円だ、失礼した。3,000万円ということなので、それを8年で元金を償還するということなので、400万円はいかないが、400万円弱と。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。

（午前10時41分）

委員長（小杉武仁君） 再開を宣する。

（午前10時42分）

財政 課長 大変失礼いたしました。過疎債で借り入れる金額が3,000万円ということであって、実際元金償還が6年間ということであるので、3,000割る6で単年度で500万円の元金の償還という予定である。

上村 正朗 交付税措置あるわけだよね。交付税措置があるという現時点での仮定で、なので今回も聞いているけれども、一般財源としての負担は幾らになるのだと、そこが一番大事なところだと思うので。

企画戦略課長 先ほど答弁申し上げたとおり910万円ほどになる。

上村 正朗 大体3,200万円で、国庫補助が750万円とおっしゃったよね。そうすると、よく理解できなくて申し訳ないのだけれども、3,200万円の契約金額で国庫補助が750万円なのだったら、過疎債借りるのは3,000万円ではなくて3,200万円引く750万円分を借りるのではないかなと思うのだけれども、その辺はいかがだろうか。

企画戦略課長 まず、今回過疎対象事業となる経費が車両代プラス、デジタルサイネージとあって、デジタルで表示する装置、こちらもある。これを合計すると約4,000万円ちょっと、4,000万円ぐらいだ。そこから750万円、先ほど申し上げたE Vバスの国庫補助金、バスに係る国庫補助金だ。それから、充電設備の経済産業省の補助金、こちらを差し引いた残りの3,000万円ぐらいだけれども、それが過疎債である。その70%交付税算入されるので、残る900万円ちょっとが一般財源というふうな、市の持ち出しというふうなことになる。

上村 正朗 分かった。それで、先日の一般質問の菅井議員の質疑の中で市長答弁あったけれども、従来、平成30年にまちなか循環バス買っているのだよね。E Vバスではなくて、従来の形。それがたしか2,000万円ぐらいか、2,000万円ぐらいで買って、今回E V関係、物価高騰もあるけれども、1,100万ぐらい値上がりをしたということなのだけれども、そのときの財源というか、一般財源の持ち出し、今回よりもどうだったのだから、市長答弁では一般財源の持ち出しが少なくなるというご答弁だったような気がするのだけれども、その辺の比較はいかがだろうか。

企画戦略課長 平成30年に買ったまちなか循環バスについては、2,340万円、過疎対象ということで、国の補助金は入っていなかった、その当時は。そういうことで、2,340万円過疎債を適用させたので、その30%分に当たるのが一般財源というふうになる。比較すると多少今回のほうが一般財源分については金額的には余計になるけれども、1,000万円余りの差額はあるけれども、それほど、実際は200万円ぐらいか、多くなるけれども、そのぐらいの一般財源になるということである。試算をしている。

上村 正朗 私の理解というか、記憶なのだけれども、議事録起こしてみないと分からないと思うのだけれども、市長答弁では、国もE V化、脱炭素化を進めているので、いろんな補助金とか交付金があるので、1,100万円上がっても、実際の市の一般財源の持ち出し分は私は少なくなると答弁されたか、私が受け取ったのかなのだけれども、そうすると少なくともはなっていないってことか。私ゼロカーボンシティを目指す取組ももちろん大事だと思うし、それを全く否定するわけではないのだけれども、一般質問の答弁との整合性がどうなのかなと思ってお聞きしているのだけれども。

副市長 私のほうからお答え申し上げたいと思う。確かに一般質問の答弁ではそのような言葉を市長は申し上げたけれども、それは必ずしも以前のものと比較してどうだという形ではなくて、今回の所要するこの額については、国の補助であったり、過疎債を活用しているので、それをそのまま一般財源としてのものではないよという意味で安くなっているというふうな、そんな表現のそういう意図であったかというふうに私は受け止めているということである。

小杉委員長 議事録確認するか。

委員長（小杉武仁君） 暫時休憩を宣する。
（午前10時48分）

委員長（小杉武仁君） 再開を宣する。
（午前11時00分）

上村 正朗 どうもありがとうございます。市長のご答弁の録音を確認させていただいて、比較はしていなかったのですが、私のほうの記憶違いだということで、大変申し訳なかった。以上だ。

企画戦略課長 すみません。先ほど私の答弁で、過疎債の対象となるものが車両本体とデジタルサイネージ、いわゆるサイン表示の機械だというふうに申し上げたが、正しくは車両本体と充電設備設置工事、こちらのほうが過疎債の対象となるので、訂正をさせていただく。大変申し訳ない。

財政 課長 私のほうからも訂正のほうをお願いする。先ほどバスの起債の関係で、過疎債借入れるということで、6年の元金償還ということでお話をいたしましたが、確認したら、結果としては9年ということだった。それに伴って、返済額になるが、3,000万円を9年で返済するということになる、単年度の返済額は333万円、また実負担額、これは交付税算入を除いた実負担額については900万円、それを9年間でということなので、単年度では100万円ということである。失礼いたしました。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第24号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第36号 令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（財政課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財政 課長 それでは、議第36号であるが、令和4年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）である。歳入歳出予算の総額から496万2,000円を減額し、予算の規模を2万7,000円にしようとするものである。今回の補正については、本年度取得予定としていた都市計画道路整備事業の南中央線用地について、地権者とこれまで交渉してまいったが、年度内には取得の見込みが立たないということで、今年度予算については、このたびの補正により減額するものである。7P、8Pをお開きください。歳入であるが、歳入、2款1項1目土地開発基金借入金で496万2,000円を減額いたす。次に、9P、10Pをお開きください。歳出、1款1項1目土地取得費で土地購入費について、歳入と同額の496万2,000円を減額いたす。以上である。

（質 疑）

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第36号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第37号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第5号)を議題とし、担当課長(総務課長 東海林 豊君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第37号であるが、令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第5号)である。このたびの補正予算は、既決予算の財源といたして市債を追加することが可能となったことから、歳入予算の組替えを行うものであり、予算の総額に変更はない。7P、8Pをお開きいただきたいと思う。歳入では、3款繰入金の一般会計繰入金を680万円減額し、6款市債では情報通信施設整備事業債680万円を追加するものである。次のページをお開きいただきたいと思う。歳出のほうにおいて、財源の変更によって1款1項1目一般管理費で450万円を、2目施設管理費で230万円をそれぞれその他から地方債へ財源更正となっている。また、これによって3Pの第2表、地方債の補正も限度額の補正をするものである。以上だ。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第37号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第14号 令和5年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長(財政課長 長谷部俊一君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第14号だが、令和5年度村上市土地取得特別会計予算である。予算書のほうを御覧いただきたいと思う。241、242Pからになる。予算の総額については、499万円とするものである。初めに、歳入であるが、1款財産収入、1項財産運用収入では、土地開発基金運用収入で2万6,000円を計上し、2項財産売払収入は項目計

上である。2款の土地開発基金借入金では、先ほどの議第36号の令和4年度土地取得特別会計補正予算（第1号）でご説明申し上げたとおり、都市計画道路南中央線用地取得について、令和4年度中に取得ができないということから、令和5年度に改めて496万2,000円を計上しているものである。3款諸収入については、雑入を項目計上いたしている。次に、243、244Pをお開きください。歳出である。1款財産取得費では496万2,000円を、また2款諸支出金では1項土地開発基金費で利子積立金として2万6,000円を、また2項の土地開発基金償還金及びその下、3款予備費については、それぞれ項目計上である。なお、令和5年度末の土地開発基金の基金残高の見込みであるが、合計で3億2,519万9,900円になる見込みである。内訳としては、現金分で9,394万8,779円、土地貸付分で2億3,125万1,121円である。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第14号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第6

議第15号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計予算を議題とし、担当課長（総務課長 東海林 豊君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長

それでは議第15号 令和5年度村上市情報通信事業特別会計予算についてご説明をいたします。予算書の245Pをお開きいただきたいと思う。歳入歳出予算の総額は3億8,500万円で、前年度比プラス26.2%、8,000万円の増となっている。次の252Pから253Pをお開きいただきたいと思う。初めに、歳入であるが、第1款分担金及び負担金の情報通信施設負担金は、今後の防災の側で整備するタブレットへの切替えを見据え、前年度比マイナス42.8%、30万5,000円減で40万7,000円を見込んだ。次に、第2款使用料及び手数料、1項1目情報通信施設使用料は、前年度比マイナス1.3%、65万円減の5,091万1,000円を計上いたした。次に、3款1項1目一般会計繰入金は、前年度比マイナス13.2%、2,946万1,000円減で、1億9,326万2,000円を計上いたした。減となった主な要因であるが、山北、神林地域の告知端末機の再レンタルや来年度実施予定の放送設備の更新工事の財源といたして起債を見込んだことによることなどによるものである。次に、5款1項1目雑入では、前年度比プラス12.4%、371万6,000円増の3,371万8,000円を計上いたした。NTT東日本の契約回線数の増に伴う光伝送路等の貸付料の増、また国道、県道改良工事に伴う道路改良工事等支障施設工事補償料の増などによるものである。次に、第6款市債であるが、放送設備更新工事の財源として情報通信施設整備事業債1億670万円を計上いたした。昨年

度、年度途中で過疎債の活用が見込めることになって、補正予算で追加した経緯があるが、来年度については当初予算から財源として計上をいたしたものである。次のページをお開きいただきたいと思います。歳出であるが、第1款1項1目総務費の一般管理費の説明欄1、情報通信事業一般管理経費は、前年度比1億1,396万2,000円増の1億2,786万8,000円を計上している。増となった要因であるが、山北、朝日、神林の各地域の放送設備が整備後12年から15年経過していて更新が必要となっているので、設備の更新工事を行うため、実施設計委託料として700万7,000円、工事請負費として9,975万7,000円を計上したことなどによるものである。次に、情報通信事業職員人件費は2,161万3,000円で、担当職員3人分の人件費である。次に、2目施設管理費で説明欄1、山北地区施設維持管理経費は、前年度比マイナス13.8%、1,241万9,000円減の7,715万7,000円を計上している。鵜泊大橋に共架している管路の腐食が激しく、N T T東日本との共同施工を行うため、工事負担金1,750万円が新規計上となっているが、告知端末機のレンタル契約が満了となり、再レンタルとなることなどによって、全体では減となっている。次に、説明欄2、朝日地区施設維持管理経費は、前年度比プラス11.3%、975万4,000円増の9,590万9,000円を計上している。増となった主な要因であるが、国道や県道改修工事に係る支障移転工事が増となったことによるものである。次に、説明欄3、神林地区施設維持管理経費は、前年度比マイナス32.7%、2,813万9,000円の減、5,787万6,000円となっている。減となった要因であるが、告知端末機の再レンタル、情報センター機器の再リースにより告知端末機借上料や情報センター機器等リース料が大幅に減となったことによるものである。次に、2款公債費であるが、前年度に比較し、元金で388万5,000円の減、利子で11万8,000円の増となっており、公債費総額では257万7,000円を計上している。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（小杉武仁君）閉会を宣する。

（午前11時18分）